

令和 7 年 5 月 15 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について(通達)

標記の件について、別添のとおり警察庁から「人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について(通達)」(令和7年5月12日付け警察庁丁人少発第413号。以下「警察庁通達」という。)が示達されたので、引き続き被害者等の安全確保を最優先とした対処が確実に実施されるよう徹底されたい。

なお、警察庁通達で引用されている「人身安全関連事案への対処体制等について(通達)」(令和6年5月15日付け警察庁丙人少発第32号ほか)等については、本県において「人身安全関連事案への対処体制等について(通達)」(令和7年2月10日付け人発第27号)等により示達していることから、再度確認の上、人身安全関連事案への対処に万全を期されたい。